

特集 内部留保の社会的活用と日本経済

台湾における内部留保課税制度

許 琇雰・小栗 崇資

1 はじめに

台湾では1998年から営利企業所得税制の中に内部留保課税（未分配盈餘加徴税）が導入され、今日まで20年にわたって実施されている。営利企業の当年度の利益のうち配当として分配されなかった部分に対して10%の営利事業所得税の追加課税を行う課税制度である。以下では、導入の背景や税制の仕組み、その影響などについて見ていきたい。

2 導入の背景と経緯

なぜそのような内部留保課税が台湾に導入されたのであろうか。1998年当時の台湾の法人所得税率は25%である一方、個人の総合所得税率（累進税率）の最高税率は40%であった。その差が15%もあることから、多くの企業では大株主（経営者一族）の税金負担を軽減するために、利益を配当せずに社内留保する経営政策が圧倒的に多かった。そうしたことを防ぐために、法人と個人の所得税率の乖離問題の解決策として、企業の未分配利益剰余金について、追加的に10%の法人所得税を徴収する制度が導入された。それが未分配盈餘加徴税と呼ばれる内部留保課税である。この税制によれば、利益を全部留保した場合、法人の実効税率は $25\% + (100 - 25) \times 10\% = 32.5\%$ となる。そうしたことによって、個人総合所得税率40%との差を7.5%まで縮小することに

なるので、法人と個人のバランスを取ることができることから、こうした税制が導入された。逆に法人の税額負担が重くなるため、結果として中小企業はできるだけ留保せず配当することになったとされる。この内部留保課税は1998年より施行され、1999年の株主総会で配当決議の対象とならなかった税引後利益の部分について、これ以降、10%の内部留保課税が実施されることとなった。

その後、2009年に台湾政府の「産業昇級促進条例」実施期間が満了となり、2010年からは法人所得税率を25%から17%に引き下げると同時に、富裕層に対する税金の拡大徴収を目的として、個人総合所得税率の最高税率に45%の新しいランク（第6ランク）が設定された。その結果、両所得税の税率差が最大で28%まで広げられた。内部留保課税の導入が法人と個人の税率格差を埋めるためのものであったことから、再び未分配利益剰余金の税率を10%から15%まで引き上げるべきという議論も出されたが、しかし、企業の猛反対もあり、数年間、結論が出ないままの状態が続いた。

そうした経緯を経て2018年には新たな税制改正が行われるに至っている。内部留保課税の導入以来、この課税に対する賛否両論が論じられており、特に産業界からの根強い反対意見があるが、内部留保課税制度は今日まで続いており、すでに実施20年目になろうとしている。

3 「両税合一」税制の施行

内部留保（未分配利益剰余金）の課税制度を設定するに際して、台湾政府が採用したのが「法人所得税」と「個人総合所得税」の2つの所得税を合体させる「両税合一」税制である。台湾には同族経営の企業が多く存在しており、そうした企業が故意に法人内に利益を留保し租税回避を行うことを防ぐために設定された。

「両税合一」税制は、法人により稼得される所得とその株主である投資者の個人所得を一体的に課税する考え方（両税合一）にもとづく税制となっており、法人税は投資者の個人所得への課税の前払いと位置づけられている。法人が配当を遅らせることにより、個人株主の配当所得の申告が先延ばしになり、個人からの納税が遅れることを防ぐために内部留保課税（税引後利益のうち配当等に利用されなかった未配当利益に対して10%課税）が導入されている。

未分配利益剰余金に対する追加10%の課税がなされた場合、将来この利益剰余金が配当原資となって配当された際には、そうした税金分は、株主自身の個人総合所得税の計算上で控除可能税額として扱うことができる仕組みとなっている。そのため、課税済みの内部留保（利益剰余金）について、企業の貸借対照表の資本の部において、別の表示がなされ、そこからの配当が行われた場合

に、個人総合所得税において控除がなされるという形となる。

台湾では、日本のような年末調整がないため、所得のある個人は必ず毎年、総合所得税申告（日本の確定申告）を行わなければならない。その際、株式投資に受け取った配当金について、分離課税（税率28%）か総合所得課税かを選択することができ、個人の判断で「両税合一」税制の適用を受けることが可能となる。

しかし、この制度は2018年税法改正に伴い廃止されることとなった。

4 内部留保課税の仕組みと効果

内部留保課税の仕組みは次のような図で表わすことができる（経済産業省報告書・野村総研「法人税をはじめとする立地競争力に関する調査」2017年3月参照）。

課税額は、図のように「未配当利益（税引前利益－配当その他）×10%」によって計算される。配当以外の「その他」に入るのは、繰越欠損金の補填や、積立金、役員報酬・賞与、資本準備金などの項目が入り、そうした項目は課税対象から控除されることとなる。

台湾の内部留保課税の特徴は、設備投資拡大や賃上げ等への内部留保の活用が控除対象となっていない点であり、大企業から中小企業まですべての企業が内部留保課税対象となる点である。そう

図 内部留保課税の仕組み



した特徴があるのは、制度の主眼が、配当に回さずに企業内部に過度に留保された未配当利益を個人の所得税に代わって課税することにあるからである。配当されるべきものが配当されていない点を課税によって促進する効果を果たすことにあると思われる。

全企業が課税対象となり、課税控除項目が少ないこともあって、表1にあるように内部留保課税からの税収はかなりの額に上っている。

例えば、2013年の法人税収は3,511億元であるが、同年の内部留保課税の税収503億元は法人税収の14.3%を占める割合となり、内部留保課税が法人税収の大きな税源の1つとなっていることが分かる。このように台湾における内部留保課税は租税制度の中で大きな存在感を持つ税制となっているのである。

5 内部留保課税の税制改正

2010年に法人所得税率を17%に引き下げて以降、政府においては税収不足の問題が議論され、法人所得税を引き上げるといった意見が大勢を占めるようになった。17%の法人所得税率は、香港、シンガポールといったアジア地域の租税優遇国並みのレベルである。租税優遇国として、また海外拠点候補地として、台湾にアメリカ、ヨーロッパ、日本等の先進国を惹き付け、外資を誘致するのが台湾政府の狙いであった。しかし、税金だけ安く

しても、資本市場、為替規制等について厳しい制限が一向に変わらないままであったことから、政府の狙いに反して、外資誘致の効果はほとんど発揮されなかった。

そうしたことから2016年以降、法人所得税率および内部留保課税率をはじめ、個人総合所得税率45%等税制についての見直し作業が始まり、2018年1月1日には税率および両税合一税制に対する大幅修正案が決定された。その内容は、法人所得税率を17%から20%に引き上げ、内部留保課税率を10%から5%に引き下げ、個人総合所得税率を6段階（5%、12%、20%、30%、40%、45%）から5段階（5%、12%、20%、30%、40%）に戻すというものである。また、両税合一税制も廃止されることとなり、課税済みの内部留保を分配する際の個人株主の税額控除制度も2018年1月1日以降廃止されることとなった。

それでは、この新しい法人所得税率はどのような影響を生じるか、以下の比較をした表2を検討したい。

2018年改正によれば、全部留保の場合、法人所得税の実効税率は32.5%から24%まで引き下げられる。2009年までの実効税率は32.5%と高かったため、内部留保した場合は節税効果も薄く、中小企業は税負担を軽減する経営判断に立って、利益剰余金をほぼ留保せず分配する傾向が強かった。その結果、企業に内部留保がないため、資金

表1 台湾の内部留保課税による税収

	2003年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	12年	13年
課税企業数 (千社)	488	459	456	468	471	479	481	559	588	599	606
税収 (億元)	324	317	445	326	432	459	394	358	563	622	503

(出所) 前掲、経済産業省報告書。

コストが高くなり、企業体質も弱体化してしまうとされた。企業の内部資金がほとんど残らなくなる問題を今回の税法改正によって解消したいという政府側の狙いがあった。それが今回の2018年税制についての大きな改正点の1つであった。ただし、内部留保の税率を10%から5%に引き下げると、税収バランスが崩れてしまう恐れもあり、法人所得税は税収確保の観点で17%から20%に引き上げられた。

一方、公開上場した大企業の場合、株主は分散しかつ外資法人株主は税額控除適用外となるため、配当か留保かを決定する際、大株主の節税観点に左右されることは少ない。そのため、大企業は中小企業に比べて、内部留保課税の影響をあまり受けることなく経営方針にもとづき必要な自己資本を保有することができるとされている。

6 おわりに

台湾の世論は、内部留保税率をさらに高くするか、完全に廃止するか、両極端に分かれている。個人所得税率との差を解消すべく、内部留保税率をさらに15%まで引き上げるべきと主張する見解もあるものの、企業の税務負担をこれ以上重くすると国内はますます空洞化し、企業が海外に逃げる流れは食い止められなくなると主張する見解もある。しかし、これまでの様々な研究によると、企業の実効税率のみならず、負債比率、投資政策、

会社規模（株主構成、同族会社等）、会社成長率、経営者の持株比率（所有と経営の分離問題）、利益剰余金対資本金の割合等、数多くの影響要因が存在しており、内部留保課税の評価を定めることは容易ではない。

上で述べたように、台湾の内部留保課税は配当を促進する目的を持っている。台湾資本市場の70%以上は個人投資家によって構成され、上場会社の株主構成もかなり分散した状況にあることから、個人による直接株式投資は非常に一般的な行為となっている。その結果、個人投資家が多いことから、投資のリターンとしての毎年の配当に対して異常な執着があることも台湾資本市場の特徴である。そのため、台湾上場会社の配当性向は全業種平均が60%～70%となり、業種によって毎年80%以上配当する会社も存在している。また社内留保がほぼなくても、資金運用の必要に応じて「新株発行による現金増資」の手段が頻繁に利用される特殊な慣習もある。したがって、企業が内部留保を必要以上に蓄積することを嫌う傾向が経済全体にあるということが出来る。台湾の内部留保課税は、そうした経済環境から導入され、すでに20年の歴史を積み重ねている。税収に占める割合も大きく、ある意味で、存在感のある税制の1つとして定着しつつあるといえる。

（きよ しゅうふん・財務コンサルタント）

（おぐり たかし・労働総研常任理事・駒澤大学教授）

表2 内部留保課税の税制改正（台湾）

税項目	1998～2009	2010～2017	2018改正後
全部留保法人税率	$25 + (100 - 25) \times 10\% = 32.5\%$	$17 + (100 - 17) \times 10\% = 25.3\%$	$20 + (100 - 20) \times 5\% = 24\%$
個人税率	40%	45%	40%
両者の差	7.5%	19.7%	16%
全部分配法人税率	25%	17%	20%
個人税率	40%	45%	40%
両者の差	15%	28%	20%